

広島「食」による観光キャンペーン業務に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和5年6月30日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島「食」の観光キャンペーン実行委員会
会長 中田 忠

1 業務の概要

(1) 業務名

広島「食」による観光キャンペーン業務

(2) 業務内容

別紙「広島「食」による観光キャンペーン業務基本仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、1,452万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(5) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島「食」による観光キャンペーン業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 応募資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。

(2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。

(3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

(4) 次に掲げる者でないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(5) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 説明書、仕様書等の配布方法

説明書、仕様書等は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度 方式・案件名」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和5年7月26日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当内
広島「食」の観光キャンペーン実行委員会
TEL 082-504-2767（直通）
FAX 082-504-2253
e-mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和5年7月11日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 応募資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル応募資格の有無については、令和5年7月11日（火）を基準として、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面により通知する。

5 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和5年7月19日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法

質問書(様式2)に記入の上、電子メールまたはFAXのいずれかの方法により提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより、質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和5年7月26日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和5年7月26日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から正午まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書、企画提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた受託候補者特定基準に従い、広島「食」の観光キャンペーン実行委員会が審査し、受託候補者を特定する。

(2) 受託候補者特定基準

説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

その他の詳細は説明書による。